

東京都商品等安全対策協議会報告書（案） 修正表

資料2

※第3回協議会資料報告書（素案）から変更があった主な部分について記載しています。頁や行は報告書（案）のものです。

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
見開き				報告書に「はじめに」を掲載した。	(記載なし)	「はじめに」を掲載
1	概要	1	12行目	説明追記 (P.2 第1の記載から抜粋し追記した。)	(記載なし)	●電気ケトルや魔法瓶を「電気ポット」「ポット」と呼ばれることもあることから、上記の収集した事件事例は、明らかに電気ポットに起因するとは断定できない。
1	概要	1	17行目	説明追記 (P.12 (参考)の記載から抜粋し追記した。)	(記載なし)	●子供は、大人よりも皮膚が薄く、身体の表面積も小さいため、やけどを負った場合の危険性が高まる。
1	第1	2	2行目	説明追記	(記載なし)	都は事件事例の分析のため、東京消防庁救急搬送事例、医療機関ネットワーク等 受診事例を収集した。
1	第1	2	4行目	説明追記	2013年度以降、	2013年度以降の5年間で、
1	第1	2	表1-1	説明追記	2013年度以降把握事例件数	2013年度以降5年間の事件事例件数
1	第1	2	表1-1	文言精査	受診・救急搬送	救急搬送・受診件数
1	第1	2	脚注	説明追記、文言精査 (2つに分けて記載していた脚注をまとめた。)	[脚注2]2010年から消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業として、全国24病院(2018年12月時点)が参画し、消費生活において生命・身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を受診した患者から、消費者からの相談になりにくい不注意や誤った使い方も含めて事故の詳細情報等を収集し、同種・類似の事故の再発を防止するため、実施している。 [脚注3]国民生活センターから提供を受けた医療機関ネットワークの事例と国立研究開発法人国立成育医療研究センターから提供を受けた事例について、提供情報の範囲で同一事故と思われるものは除いて集計した。	[脚注1]消費者庁と独立行政法人国民生活センターは、2010年から共同事業として、同種・類似の事故の再発を防止するため、全国24病院(2018年12月時点)が参画し、消費生活において生命・身体に被害を生ずる事故に遭い医療機関を受診した患者から、消費者からの相談になりにくい不注意や誤った使い方も含めて事故の詳細情報等を収集する医療機関ネットワーク事業を実施している。今回都は、国民生活センターから提供を受けた医療機関ネットワークの事例と国立研究開発法人国立成育医療研究センターから提供を受けた事例について、提供情報の範囲で同一事故と思われるものは除いて集計した。
1	第1	2	脚注	説明追記	(記載なし)	2013年4月1日から2018年3月31日までの5年間
1	第1	2	脚注	説明追記	(記載なし)	生命の危険はないが、入院を要するもの
1	第1 1	3	2行目	文言精査 (前ページの記載と重複するため削除した。)	東京都が把握した電気ポットに起因する事件事例のうち、要入院と判断された事例は51件だった。これらの事例を以下に示す。	(削除)
1	第1 1 (1)	3	3行目	説明追記	2013年4月から2018年3月までに	2013年4月1日から2018年3月31日までの期間に
1	第1 1 (2)	5	2行目	文言精査	医療機関ネットワーク等に2013年4月1日～2018年3月31日までの期間に通知された事例のうち要入院事例は9件であった。	2013年4月1日から2018年3月31日までの期間に、医療機関ネットワーク等に通知された事例のうち要入院事例9件を以下に示す。
1	第1 2 (1)	6	表1-2	説明追記 (表のタイトルを追記した。)	<東京消防庁>救急搬送事例	表1-2 年齢別発生件数(東京消防庁救急搬送事例)
1	第1 2 (1)	6	表1-3	説明追記 (表のタイトルを追記した。)	<医療機関ネットワーク等>受診事例	表1-3 年齢別発生件数(医療機関ネットワーク等受診事例)
1	第1 2 (2)	7	2行目	説明追記	(記載なし)	東京消防庁の救急搬送件数をみると事故は毎年30件前後で推移している。
1	第1 2 (2)	7	表1-4	説明追記 (表のタイトルを追記した。)	<東京消防庁>救急搬送事例	表1-4 発生推移(東京消防庁救急搬送事例)
1	第1 2 (3)	7	表1-5	説明追記 (表のタイトルを追記した。)	(記載なし)	表1-5 事故原因の分類
1	第1 2 (3)	9	9行目	説明追記	(記載なし)	電気ポットが置かれていた場所については、置かれていた場所が判明している66事例のうち29件がテーブル、20件が床、17件が棚・キッチン台であった。
1	第1 2 (3)	9	表1-6	説明追記 (表のタイトルを追記した。)	(記載なし)	表1-6 電気ポットが置かれていた場所
1	第1 2 (3)	9	23行目	説明追記	(記載なし)	事故が発生した場所については、発生した場所が判明している109事例のうち、自宅が90件と最も多い。ホテルや旅館、祖父母・親戚宅での事故もあった。

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
1	第1 2 (3)	9	表1-7	説明追記 (表のタイトルを追記した。)	(記載なし)	表1-7 事故が発生した場所
1	(参 考) (3)	12	24行目	説明追記	0歳から5歳の事故では、「やけど」が「おぼれる」に次いで中等症以上の割合が高い。	0歳から5歳の事故では、2016年には東京消防庁管内で9,900人が救急搬送されている。事故種別ごとに中等症以上の割合をみると、「やけど」が「おぼれる」に次いで高い。
1	(参 考) (3)	12	注書	説明追記	※事故種別が「その他」、「不明」を除く	(注) 事故種別が「その他」、「不明」を除く (出典) 東京消防庁「救急搬送データから見る日常生活事故の実態」(2016年)
2	概要	13	4行目	文言精査	2015年度は	2015年度時点で
2	概要	13	9行目	文言精査	各社の	各製造事業者の
2	第1 2	15	表2-3 注書	文言精査	各社	各製造事業者
2	第2	17	1行目	文言精査	第2 各社の	第2 各製造事業者の
2	第2 1	17	図2-2	説明追加 (電子制御式ロック及び機械式(スライド)ロックのイラストを追加した。)	図2-2 ハンディ給湯方式のプッシュボタン	図2-2 給湯ロックのタイプ(例)
2	第2 2	18	4行目	文言精査	Sマークが貼付されている	Sマークが表示されている
2	第2 3	18	8行目	文言精査	電源コードを、手や足でひっかけるなどした場合、コードが外れることにより、電気ポットの転倒を防止する。	電源コードを、手や足でひっかけるなどした場合、本体プラグが外れることにより、電気ポットの転倒を防止するものである。
2	第2 5	19	2行目	説明追記	電動給湯方式やエア給湯方式の蓋は、片手で開けられる構造のものが多い。	電動給湯方式やエア給湯方式の蓋は、図2-4のように一度押し込んでつまみを起こし、そのつまみを引き上げて蓋を開けるような片手で開けられるが幼児が操作しにくい構造のものが多い。
2	第2 5	19	4行目	誤記修正	ボタンを押しながら傾けるタイプ	ボタンを押しながら持ち上げるタイプ
2	第2 5	19	図2-4	説明追記 (電気ポットの全体像のイラストを追加した。)	図2-4 電動給湯方式、ハンディ給湯方式の蓋の開け方の例	図2-4 電動給湯方式、ハンディ給湯方式の蓋の開け方(例)
2	第2 6	20	2行目	説明追記	下記に子供の安全に関する警告・注意表示の主な例を紹介する。	下記に子供の安全、パッキンの交換に関する警告表示等の主な例を紹介する。
2	第2 6	20	図2-5	文言精査 (注意表示を削除し、警告表示を追加した。)	図2-5 取扱説明書における警告・注意表示の例	図2-5 取扱説明書における子供の安全に関する警告表示(例)
2	第2 6	20	図2-6	説明追記 (パッキンの交換に関する注意表示を追加した。)	(記載なし)	図2-6 取扱説明書におけるパッキンの交換に関する表示(例)
3	概要	21	4行目	文言精査	寿命	耐用年数
3	概要	21	6行目	文言精査	自社独自	自社独自
3	概要	21	8行目	説明追記	JIS整合規格に、	IECに整合したJIS規格にも、
3	第1 1	21	27行目	文言精査	寿命	耐用年数
3	第1 1	21	28行目	文言精査	5、6年が目安	5、6年が一つの目安
3	第1	21	脚注	説明追記 (一般社団法人日本電機工業会の説明を追加した。)	(記載なし)	電気機械器具等の製造及びこれに関連する事業の総合的な進歩発展を図り、日本経済の繁栄と国民生活の向上に貢献することを目的とする団体であり、JIS C 9213-1988「電気ポット(家庭電器部会家庭用電熱器具専門委員会)」の構成員になっている。
3	第1 6	22	28行目	説明追記	JIS整合規格に、	IECに整合したJIS規格に、

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
3	第1 7	22	33行目	説明追記	お客様相談窓口がある。	お客様相談窓口があり、そこを通じて要望や意見を受けている。
3	第2	23	脚注	説明追記 (電気製品認証協議会の説明を追加した。)	(記載なし)	製造事業者、流通事業者、消費者、認証機関などの47団体と学識経験者により構成され、電気製品の安全性の向上およびSマーク普及に貢献することを目的に構成された第三者認証制度を協議する団体
4	概要	25	5,8行目	誤記修正	自動電気形ポット	自動形電気ポット
4	概要	25	11行目	文言精査	●電気ポット等について、消費者庁が注意喚起を行っている。 ●東京都では、子供のやけどについての事故防止ガイドを発行している。	●電気ポット等について、東京都や消費者庁が注意喚起を行っている。
4	概要	25	17行目	説明追記	(記載なし)	●独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)では、操作ボタンが押しボタン式である電子制御式チャイルドレジスタンス機能の安全仕様を定めた共通規格案の提案を公表し、実験に基づく操作時間、操作力、操作高さの案を示している。
4	(参 考)	35		説明追記 (「電子制御による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)の安全仕様—消費生活機器(製品評価技術基盤機構(案))」についての抜粋を掲載した。)	(記載なし)	(省略)
5	第2	38	27行目	文言精査 (ASTMF1603-17についての記載はしていないため削除した。)	電気ケトルに関する規格IEC 60335-2-15及びASTMF1603-17	電気ケトルに関する規格IEC 60335-2-15
5	第2	38	30行目	文言精査	湯沸かし・保温機能をもつ電気ポットは明示されていない	転倒流水などの保温中の電気ポットの安全性に関しては明示されていない
5	第2	38	32行目	説明追記	欧州規格を	IEC規格をベースに作成した欧州規格を
5	第4	39	脚注	文言精査 (クイーンズランド州政府教育省のホームページのURLを修正した。)	(省略)	(省略)
6	第4 2	78	9行目	誤記修正	「台所の棚・ラック」の割合が49.5%	「台所の棚・ラック」の割合が53.5%
6	第4 2	78	10行目	誤記修正	「台所の床(1.2%→5.0%)」	「台所の床(1.3%→5.0%)」
6	第4 2	78	10行目	誤記修正	「居室(洋室)の床(0.9%→7.5%)」	「居室(洋室)の床(0.8%→7.5%)」
6	第4 2	78	11行目	誤記修正	「居室(和室)の床(0.2%→7.5%)」	「居室(和室)の床(0.3%→7.5%)」
7	第3 4	92	7行目	説明追記	操作に必要な力について計測器(図7-5)を用いて計測した。	電気ポットの給湯操作及び蓋を開ける操作について、子供が発揮する力を計測器(図7-5)を用いて計測した。
7	第3 4(1)	92	12行目	説明追記	(1) 操作ができるかの検証	(1) 子供が操作できるかの検証
7	第3 4(1)	92	13行目	文言精査	① 電気ポットの蓋を開く操作	① 電気ポットの蓋を開ける操作
7	第3 4(2)	93	4行目	文言精査 (記載の順序と文言を変更した。)	(2) 操作に必要な力の測定(3回ずつ計測) ① 電気ポットの蓋を開く操作に必要な引っ張り上げる力 ② 給湯操作に必要な押し下げる力	(2) 子供が発揮する力の測定(3回ずつ計測) ① 押し下げる力(電気ポットの給湯操作を想定) ② 引き上げる力(電気ポットの蓋を開ける操作を想定)
7	第3 4(2)	93	図7-5	文言精査	押す力と引き上げる力を計測するための実験装置	押し下げる力(左)と引き上げる力(右)を計測するための実験装置
7	第4 4	111	表7-15	表の体裁修正 (「給湯操作に必要な力(平均)」と「つまみを引っ張り上げる力(平均)」の列を入れ替えた。)	(省略)	(省略)

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
7	第4 4	111	表7-15 注書	説明追記	(記載なし)	表7-9と表7-11より作成
8	第1 2 (4)	117	35行目	説明追記 (経験全体と「ヒヤリ・ハット」を除くやけどに至った「危害」の経験が起きたときの状況を比較するために、「危害」と同様の状況を追記した。)	(記載なし)	、「衝突して転倒」8.7% (18件)
8	第1 2 (4)	118	2行目	誤記修正	「給湯操作」17.2%	「給湯操作」13.2%
8	第1 2 (4)	118	3行目	説明追記 (危害が起きたときの状況として「衝突して転倒」のウエイトも大きいため、追記した。)	(記載なし)	、「衝突して転倒」11.8% (9件)
8	第1 2 (5)	118	8行目	説明追記 (より正確な表現に修正した。)	一方、「容量」については、3.0L以上の大きめのものでの経験がやや多い割合となっている。	一方、「容量」については、2.0L未満の小さめのものが若干減少し、3.0L以上の大きめのものが若干増加する割合となっている。
8	第1 3	118	13行目	文言精査 (転倒流水試験結果に即した表現に修正した。)	可能性があった。	ものがあった。
8	第2 1	119	図8-1	文言精査 (正確な表現に修正した。)	子供自身が電気ポットを転倒し、こぼれたお湯でやけどする(しそうになった)。	子供自身が電気ポットを転倒させ、こぼれたお湯でやけどをした(しそうになった)。
8	第2 1	119	図8-1	文言精査 (正確な表現に修正した。)	周囲の者が電気ポットを転倒する(しそうになった)。	周囲の者が電気ポットを転倒させる(しそうになった)。
8	第2 1	119	図8-2	文言精査 (正確な表現に修正した。)	子供自身が電気ポットを転倒し、こぼれたお湯でやけどする(しそうになった)。	子供自身が電気ポットを転倒させ、こぼれたお湯でやけどをした(しそうになった)。
8	第2 1	119	図8-2	文言精査 (正確な表現に修正した。)	周囲の者が電気ポットを転倒する。	周囲の者が電気ポットを転倒させる。
8	第2 1 (1)	120	図8-3	説明追記 (事故に至る流れを整理するために「ぶつからない」を追記した。)	(記載なし)	(省略)
8	第2 1 (1)	121	22行目	文言精査 (電気ポットのほとんどはマグネットプラグを採用しているため、表現を修正した。)	短いコードやリール式・らせん式のコードを選択し、	工夫し、
8	第2 1 (1)	122	4行目	説明追記 (日本電機工業会によるマグネットプラグの更なる安全対策の検討結果を追記した。)	求められる。	考えられた。 しかし、検証実験結果を受け、製造事業者団体が、マグネットプラグが外れやすくするために電気ポット底面等の検討をしたところ、マグネットプラグは外れるが、ぶつかった際に電気ポットが滑らないため、逆に転倒しやすくなる等の弊害を生じることが判明した。また、マグネットプラグを接続するための磁力を弱めることは充電部の接触不良を引き起こし、発火の原因ともなるため、マグネットプラグに関するこれ以上の対策は難しい。
8	第2 1 (1)	122	31行目	説明追記 (2013年以前のSマーク認証基準には転倒流水試験が規定されていないため、中古品のSマークは必ずしも転倒流水防止機能具備の証明にはなっていない。一方、日本電機工業会会員4社の電気ポットは遅くとも1995年以降には自主的に転倒流水防止機能を備えていたため、パッキン劣化を転倒流水の理由として増強するためにその事実を追記した。)	大量流水の理由の一つが、	大量流水の理由としては、当該検体には転倒流水防止機能が備わっていたため、

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
8	第2 1 (1)	122	33行目	説明追記 (パッキン交換のメリットを追記した。)	(記載なし)	また、パッキンの交換は、転倒流水防止だけを目的としているわけではなく、蒸気漏れによる蓋など機体の損傷を防いだり、エアー給湯方式の電気ポットの場合、パッキン劣化による空気漏れを防止し、円滑に給湯するようにする等、利点を併せて、消費者に知らせることも重要である。
8	第2 1 (3)	123	17行目	文言修正 (電気ポットの電子ロック機能とNITE案のCR機能の安全要求事項を比較することは適切ではないとのご意見を踏まえ、表現を修正した。)	<p>なお、CR機能については、独立行政法人製品評価技術機構（以下、NITE）が「電子制御による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）の安全仕様－消費生活機器」案を作成しており、これによると電子制御式CR機能は、「①一定時間以上の操作時間」「②一定以上の操作力」「③一定以上の操作高さ」のいずれかに適合することを求めている。</p> <p>電気ポットのロックの方式は大きく電子制御式ロックと機械式ロックの2種類あり、電動給湯式のものには主に電子制御式ロック、エアー給湯式のものには機械式のスライド式ロックが多い（電動／エアー給湯の兼用のものには両方についている）。</p> <p>ロックを解除する操作時間については、NITE案では、1歳児に求める操作時間は「1つの操作ボタンの長押し時間が8秒以上又は、2つの操作ボタンの同時押し時間が4秒以上」となっているが、電気ポットの電子制御式ロックは、CR機能ではないことから、一つのボタンを1秒程度押すことで解除できるものがほとんどであった。ロックを解除する操作力についての検証実験の結果では、実験対象の電気ポットのうち電子制御式ロックの解除操作に必要な力は1.5～7.1Nであり、スライド式を含めても最大17.7Nであった。これらの値は、NITE案（1歳児（12～23か月）で「31N以上」）と比較すると十分小さく、子供でも容易にロック解除可能なことがわかる。さらに、給湯操作に必要な操作力を確認した結果も、電動給湯方式で2.3～6.7N、エアー給湯方式でも最大15.6Nであり、「31N」より小さかった。</p> <p>このため、電気ポットのロック解除及び給湯操作は、それぞれ単独では、操作時間及び操作力からみると子供でも容易にロック解除及び給湯操作は可能であるが、電気ポットの電子制御式ロック機能は10秒後に自動で再ロックがかかるというものが一般的であり、この機能が一定程度子供の給湯操作でお湯を出すことを防止していると思われる。</p>	<p>電気ポットのロックの方式は大きく電子制御式ロックと機械式ロックの2種類あり、電動給湯式のものには主に電子制御式ロック、エアー給湯式のものには機械式のスライド式ロックが多い（電動／エアー給湯の兼用のものには両方についている）。電子制御式ロックは、CR機能ではないことから、一つのボタンを1秒程度押すことで解除できるものがほとんどである。検証実験結果から、ロックを解除する操作力は、実験対象の電気ポットのうち電子制御式ロックの解除操作に必要な力は1.5～7.1Nであり、スライド式を含めても最大17.7Nであった。また、給湯操作に必要な操作力も、電動給湯方式で2.3～6.7N、エアー給湯方式でも最大15.6Nであった。</p> <p>このため、電気ポットのロック解除及び給湯操作は、それぞれ単独では、操作時間及び操作力からみると子供でも容易にロック解除及び給湯操作は可能であるが、電気ポットの電子制御式ロック機能は10秒後に自動で再ロックがかかるというものが一般的であり、この機能が一定程度子供の給湯操作でお湯を出すことを防止していると思われる。</p> <p>なお、CR機能については、独立行政法人製品評価技術機構（以下、NITE）が「電子制御による幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）の安全仕様－消費生活機器」案を作成しており、これによると電子制御式CR機能は、「①一定時間以上の操作時間」「②一定以上の操作力」「③一定以上の操作高さ」のいずれかに適合することを求めている。</p> <p>例えば、ロックを解除する操作時間については、NITE案では、1歳児に求める操作時間は「1つの操作ボタンの長押し時間が8秒以上又は、2つの操作ボタンの同時押し時間が4秒以上」となっている。</p>
8	第2 1 (3)	124	3行目	文言修正 (簡潔な表現としました。)	同様に、ロック解除キーの位置や給湯キーの色を工夫するなどの対策も考えられるが、これも高齢者が見えにくくなる等、高齢者等の使い勝手を考えると実際の対応は難しい。しかしながら、保護者の見守りや置き場所への留意とともに、商品においても何らかの工夫が施されることが望まれる。	同様に、ロック解除キーの位置や給湯キーの色を工夫するなどの対策も考えられるが、高齢者等の使い勝手を考慮した検討が必要である。
9	第1 1	126	31行目	文言削除 (日本電機工業会によるマグネットプラグの更なる安全対策の検討結果を踏まえ、更なる安全対策は困難なため、削除した。)	・マグネットプラグについて、コードを引っ張った時に電気ポット全体が動かずプラグが抜けやすいように、プラグの受け口や電気ポットの底面の性状を工夫すること。	(削除)
9	第1 1	126	34行目	説明追記 日本電機工業会による転倒流水試験の国際整合JIS規格化への取組の紹介とこの取組推進について追記した。	(記載なし)	製造事業者団体である一般社団法人日本電機工業会は、電気用品安全法 別表第十二 JIS整合規格に電気ポット等の転倒流水試験の規定追加を提案しており、2020年のJIS発行予定で手続きを進めている。今後、一般社団法人日本電機工業会は、このJIS改正を着実に進めること。

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
9	第1 1	127	1行目	説明追記 (検証実験結果を踏まえ、製造事業者団体から製造事業者における社内基準強化の取組についての協議会発言を受け、表現を修正した。)	・沸騰直後の転倒、硬い床面・テーブル上での転倒、また落下等の強い衝撃に対し、大量流水しない構造の更なる検討や破損したり蓋が開いたりしない安全対策を講じること。	・電気ポットは、JIS及びSマーク認証基準で規定されている転倒流水試験により、一定の安全性を満たしているが、消費者の家庭内においては、沸騰直後の転倒、硬い床面・テーブル上での転倒など複合的条件でやけどに至るおそれがある。製造事業者は、転倒流水における社内基準の更なる強化を行うことで、大量流水しない構造の更なる検討や破損したり蓋が開いたりしない安全対策を講じること。 ・落下等の強い衝撃に対し、大量流水しない構造の更なる検討や破損したり蓋が開いたりしない安全対策を講じること。
9	第1 3	127	31行目	文言精査	Sマークが商品の側面ではなく底面に貼付されていた	Sマークが商品の側面ではなく底面に表示されていた
9	第1 3	127	34行目	説明追記 (電気ポットのインターネット通販での購入増加を踏まえ、表現を修正した。)	また、最近ではインターネットで製品の機能などを調べることが多くなっていることから、ホームページに安全対策に関する機能の情報についても充実すること。 家電販売店においても、製品の展示に際して、安全対策機能の紹介を充実すること。	家電販売店に対しては、製品の展示に際して、安全対策機能の紹介を充実させること。 また、今回のアンケート調査結果でも、電気ポットの購入場所として、「家電販売店」に次いで、「インターネット通販」を12%の人が挙げているように、最近ではインターネットで製品を購入したり、その機能などを調べることが多くなっていることから、ホームページに安全対策に関する機能の情報についても充実すること。
9	第1 3	128	7行目	説明追記 (パッキン交換のメリットを追記した。)	(記載なし)	また、パッキンの交換は、蒸気漏れによる蓋など機体の損傷を防いだり、エアー給湯方式の電気ポットの場合、パッキン劣化による空気漏れを防止し、円滑に給湯するようにする等の利点があることから、併せて効果的に周知すること。
9	第2 1	129	11行目	文言精査 (2と表現の重複を避けるため、修正した。)	消費者の行動に結びつく具体的な安全対策	消費者への安全対策
9	第2 2	129	15行目	追記 (ホテル旅館業団体に提言するため、追記した。)	(記載なし)	ホテル旅館業団体、
9	第2 2	129	18行目	誤記修正	転倒流水実験	転倒流水試験
9	第2 2	129	25行目	「落下等による強い衝撃」について、後述しているため、追記した。	(記載なし)	や落下の
9	第2 2	129	31行目	追記 (劣化したパッキンは交換できるが、長期使用の電気ポットの部品劣化は交換対応できない場合もあるため、点検や買い替えの検討を追記した。)	(記載なし)	・長期使用の電気ポットは、部品の劣化により事故の原因になることがあるため、購入店での点検や買い替えも検討する。
9	第2 2	129	33行目	説明追記	・自宅で使用していない家庭においては、	・電気ポットを自宅で使用していない家庭においては、
9	第2 2	129	35行目	文言精査	・(旅館など宿泊業に向けて、)	・(旅館など宿泊業に向けての要望)
9	第2 2	130	8行目	文言削除 (日本電機工業会によるマグネットプラグの更なる安全対策の検討結果を踏まえ、更なる安全対策は困難なため、削除した。)	・電気ポットを滑りやすい台の上に置かない。やむを得ず置く場合は、滑り止めマットを敷く。	(削除)
9	第2 2	130	8行目	自宅外の説明を追記した。	(記載なし)	旅行時や帰省時など
9	第2 3	130	13行目	文言削除 (病院で情報提供を求められる事例が少ないことから、削除した。)	・病院等にかかり、情報提供を求められた場合は、できる範囲で協力することの重要性を周知する。	(削除)

章	項	頁	行	意見等修正理由	修正前	修正後
9	第2 3	131	表9-1	文言削除 (Gマークが製品の安全性・保安性を担保するマークではなく、また大手製造事業者の現行機種ではないことから、削除した。)	「Gマークの行」	(削除)
9	第3	132	6行目	文言精査 (内容に則して、修正した。)	事故情報の収集と活用体制、共有体制の整備	事故情報の収集と活用・共有化
9	第3 2	132	23行目	文言削除 (事故情報の活用・共有化の取組主体は、国及び都であるため、製造事業者団体、消費者団体を除いた。)	製造事業者団体、消費者団体、国、都	国、都
9	第3 2	132	28行目	文言削除 (事故情報の活用・共有化の取組主体は、国及び都であるため、製造事業者団体、消費者団体を除いた。)	製造事業者団体、国、都、消費者団体	国、都